

1. 計画策定の背景

- 近年、人口減少や、一人暮らしの高齢者の増加、戸建・中古物件の需要低迷などを背景として、全国的に空家等（使用されていない状態の建物やその敷地）が増加しています。
- 適切な管理が行われず、放置された空家等も増加しており、これらは、倒壊や、不審者の侵入、火災や悪臭の発生などのリスクを伴い、周辺環境にも深刻な影響を及ぼしています。
- こうした状況を踏まえ、空家等の利活用や適正管理などを促進するため、平成27年に、「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）」が全面施行されました。
- 空家法では、空家等の利活用や適正管理などに係る取組の方向性を盛り込んだ「空家等対策計画」を策定できる、と規定されており、全国の市町村で計画策定の動きがみられます。
- あま市においても、空家等に関する施策を実施するために計画を定めることとしました。

2. 計画に定める内容

- 空家法によると、以下の9つの事項を定めること、とされています。

一	空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
二	計画期間
三	空家等の調査に関する事項
四	所有者等による空家等の適正な管理の促進に関する事項
五	空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
六	特定空家等に対する措置（助言若しくは指導、勧告、命令又は代執行をいう。）その他の特定空家等への対処に関する事項
七	住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
八	空家等に関する対策の実施体制に関する事項
九	その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

- あま市としては、この法や国の基本方針を踏まえ、市内の空家等の実態を考慮し、他市町村の事例も参考にしながら、あま市の実情にあった取組の方向性を定めます。

3. 計画の策定手順

- あま市では、都市計画課を事務局とした、「庁内調整会議（関係各課長等で構成）」と「空家等対策協議会（市長、学識者、関係機関等で構成）」での協議等を経て、今年度中に策定を行う予定です。

表. 策定スケジュール（予定）

	2018年							2019年			
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
空家等対策計画の作成	骨子案検討			素案検討			パブコメの実施	原案検討		策定	公表
庁内調整会議	第1回			第2回				第3回			
空家等対策協議会	第1回				第2回				第3回		